平成２６年（フ）第６６５号
熊本市東区月出１丁目５番66号　前田東アパート10号、前住所熊本市東区健軍３丁目16番２―203号　コーポ銀杏
債務者　津田留美子（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　絹子
4　破産債権の届出期間　平成27年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１３号
新潟県長岡市栄町２丁目２番４号
債務者　佐藤　　勝
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　俊介
4　破産債権の届出期間　平成27年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
北海道河東郡鹿追町東町２丁目６番地80
債務者　田村　　進
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸谷　　誠
4　破産債権の届出期間　平成27年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
千葉県大網白里市みどりが丘１丁目20番地16
債務者　松本　孝幸
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井原　真吾
4　破産債権の届出期間　平成27年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第４１号
相模原市南区大野台４丁目13番40号　サンシティ１―101号
債務者　境　　修一
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安永　佳代
4　破産債権の届出期間　平成27年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月19日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３５号
静岡県牧之原市静谷1126番地・1127番地
債務者　加藤　文夫
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　善弘
4　破産債権の届出期間　平成27年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９３号
神奈川県茅ヶ崎市富士見町３―14ソシア湘南101、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市緑が浜８番24―101号
債務者　高橋　利博
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三谷　　淳
4　破産債権の届出期間　平成27年３月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月28日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２４７号
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町3970　第三富士開発ビル
債務者　千國　宏文
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　省二
4　破産債権の届出期間　平成27年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月28日午後３時
6　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５号
神戸市北区有野台５丁目３番地Ｂ46棟406号
債務者　橋本　和之
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹治　典彦
4　破産債権の届出期間　平成27年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月13日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１３０５号
さいたま市岩槻区大字横根1132番地２
債務者　船木　義人
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４号
さいたま市見沼区大字小深作610番地２
債務者　満塩　信彦
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２１号
さいたま市南区白幡３丁目８番７―110号
債務者　マウン　ゾー　モ
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２２号
埼玉県上尾市緑丘４丁目12番８号　富吉コーポ205、旧住所さいたま市北区宮原町２丁目47番地９　201号
債務者　小澤　好弘
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４６号
埼玉県志木市幸町３丁目10番84号　セレーナ105号
債務者　前場惠梨香（旧姓阿見）
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５４号
埼玉県戸田市美女木１丁目21番地の13　峰岸第２マンション302号室
債務者　小林　孝雄
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係